

平成 24 年 6 月 14 日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
株式会社リアルビジョン
代表取締役社長 杉山尚志

第 16 回定時株主総会招集ご通知の一部修正について

平成 24 年 6 月 11 日付にてご送付申しあげました「第 16 回定時株主総会招集ご通知」につきまして、下記のとおり修正をいたしたくお知らせしますとともに、ここにお詫び申しあげます。

記

修正箇所は次のとおりであります。なお、修正箇所に■を付しております。

1. 39 ページ「株主総会参考書類 第 1 号議案 定款一部変更の件」の「1. 提案の理由(1)」の記載の一部
【修正前】
(定款第 37 条)

【修正後】
(定款第 36 条)

2. 39 ページ「株主総会参考書類 第 1 号議案 定款一部変更の件」の「2. 変更の内容」の記載の一部
【修正前】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査役の責任免除) <u>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第 37 条 ～ 第 42 条 (条文省略)	<u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 38 条 ～ 第 43 条 (現行どおり)

【修正後】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第<u>36</u>条 ～ 第<u>41</u>条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 36 条</u> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2.</u> 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>37</u>条 ～ 第<u>42</u>条</p> <p>(現行どおり)</p>

以 上